

## 全国各地の魅力的な文化財活用推進事業国庫補助要項

平成31年4月1日  
文化庁長官決定  
令和2年4月1日  
令和3年4月1日  
令和6年7月11日  
令和7年4月1日  
令和8年4月13日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（全国各地の魅力的な文化財活用推進事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる全国各地の魅力的な文化財の活用の推進に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、所有者、管理団体、地方公共団体、民間事業者またはこれらによって構成される協議会等とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の全てを満たす事業とする。

- (1) 国指定等文化財（世界文化遺産、日本遺産を含む。）又は歴史的風致形成建造物（以下「国指定等文化財等」という。）を核として当該文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出する事業とし、明細は別紙1のとおりとする。
- (2) 核となる国指定等文化財等は、次の①から③までに該当するものとして観光振興事業費補助金交付要領別表で定める市区町村、又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村に存するものとする。
  - ①訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村
  - ②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重要伝統的建造物群保存地区等が所在する市区町村
  - ③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村
- (3) 訪日外国人観光客の入り込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により訪日外国人観光客の入り込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。
- (4) Wifi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、国指定等文化財等を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出するための取組にかかる経費とし、その明細は別紙2のとおりとする。

### 5. 補助金の額

補助金の額は、1件あたり400万円以下の部分については定額補助とし、400万円を超える部分については補助対象経費の50%を限度とする。最低事業費は600万円とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の65%を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 文化財保存活用地域計画(文化財保護法第183条の3第5項の規定による認定を受けたもの)、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第8項の規定による認定を受けたもの)を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (2) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。
  - (ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算  
※ 財政力指数＝地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値
  - (イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算  
※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模  
※ 当該補助事業者の財政規模
    - 1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額  
実績がない場合は当該年度の収入見込額
    - 2) 個人の場合＝前年分の収入額(前年分の収入額が未確定の場合は前々年分の収入額)
- (3) 協議会等に、観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人(登録DMO)が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (4) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。なお、本項目を適用する場合は(3)を適用しない。

## 6. その他

事業期間及び事業終了後4年間は、毎年度、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度(見込みを含む)を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出するとともに、当該改善策を実行することとする。

附 則(令和6年7月11日)

この要項は、令和6年7月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和8年4月13日)

この要項は、令和8年4月13日から適用する。なお、この要綱の施行前に改正前の要綱に基づき交付された補助金については、従前の例による。

(別紙1)

区 分	内 容
(1)調査	・ターゲットについての調査 ・歴史資料等の調査、観光戦略の策定 ・事例調査 等
(2)コンテンツ造成	・ワークショップ、協議会等の開催 ・コンテンツの企画・造成 ・実施、演出プランの策定 ・運営プランの検討、運営マニュアルの作成 ・コンテンツの商品化検討 等
(3) 備品の制作・購入、 設備の導入	・コンテンツの実施に必要な衣装、調度品、備品の制作・購入 ・コンテンツの実施に必要なAR等のコンテンツ制作・機材購入 ・コンテンツの実施に必要な設備の導入 解説ツールの制作、多言語対応 等
(4) 実施のための準備	・コンテンツの実施に関する実証 ・モニターツアーの実施 等
(5) コンテンツの実施、販売	・コンテンツの実施・検証 ・対外的な情報発信に必要な素材等の作成 ・宣伝プロモーション活動 等

(別紙2)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
全国各地の魅力的な文化財活用推進事業	国指定等文化財等を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出する事業の実施・検証に必要な経費	事業費	賃金	非常勤事務員賃金 資料整理賃金 作業員賃金 会場整理等賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃 〃 〃
			共済費	傷害保険料 社会保険料	ボランティア保険など 本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ
			報償費	会議出席謝金 講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	補助事業者 (構成員等を含む)は 対象外
			旅費	普通旅費 費用弁償	
			使用料及び借料	会場借料 〇〇借料 〇〇損料	
			役務費	通信運搬費 広告宣伝費 〇〇保険料 振込手数料等 写真焼付料 手数料 雑役務費	輸送保険料、火災保険料等
			委託費	コンテンツ制作委託費 〇〇委託費	機械器具、展示品等
			請負費	請負費	
			備品購入費	備品購入費	
			原材料費	〇〇費	
			需用費	消耗品費 印刷製本費 通信費 郵送料 会議費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。 報告書印刷費
			設備導入費	設備導入費	設備購入費、工事費、取り付け費等